

平成28年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	H28実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名				
<p>■重点施策1 消費者取引の適正化</p>				
<p>(1) 取引等の適正化</p>				
<p>基本方針Ⅰ 安全・安心な消費生活の確保</p>	特定商取引法等の適正運用	特定商取引法の適正な運用により、取引の適正化、消費者の利益の擁護を図る。	法に違反した販売方法等について、立入検査や消費者からの聴取等を行い、違反事実を確認できた悪質な事業者に対して行政処分、行政指導を実施した。 ・指示処分：1件 ・口頭指導：3件	県民活動生活課 消費生活センター
	貸金業者の指導監督	貸金業者の業務の適正な運営の確保と資金需要者等の利益の保護を図る。 ・貸金業者(県知事登録業者)の指導・監督 ※「貸金業に係る相談窓口の設置」と併せて実施	貸金業者に対して、貸金業法を始めとする関係法令等の遵守を徹底し、業務の適正な運営を確保するよう指導・助言することによって、資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営を図った。 ・業者の登録に関する業務(登録および更新要件審査、変更、廃業等) 登録業者数：5業者(H28.4.1現在)→6業者(H29.3.31現在) ・貸金業者に対する業務指導、報告徴収 ・貸金業者に対する立入検査、現地確認等 ※みなし貸金業者を含む 立入検査 5業者 その他訪問調査・指導 17業者(みなし貸金業者) 貸金業者に対しては、法律の遵守状況等を確認するため、法令に則り毎年1回立入検査の実施による指導を行っているほか、随時の啓発業務を通じて業務運営の適正化に向けた指導を行っており、この結果、資金需要者等からの苦情は24年度以降は皆無である。 今後も、資金需要者等の利益の保護を図るため、引き続き貸金業者において適正な業務運営がなされるよう努める。	中小企業支援課
	建設業者の指導監督	建設業を営む者の資質の向上等を図ることにより、建設工事の適正な施工を確保するとともに、住宅瑕疵担保履行法に基づき、建設業者にかかる特定住宅瑕疵担保責任を金銭的に担保し、発注者を保護する。 ・建設業者の指導・監督 ・建設業許可業者の情報公開	建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進するため、建設業者に対し、行政指導、行政処分を行った。また、建設業取引の適正化、関係法令順守の徹底を図るため、訪問指導を行った。	監理課
	宅地建物取引業者の指導・監督	宅地建物取引業務の適正化を図るため、業者に対する指導監督を行うことにより、公正な取引の確保と消費者の保護を図る。 ・宅地建物取引業者事務所調査の実施	免許申請時(新規・更新)に、宅地建物取引業者の事務所が適法に設置されているかについて確認した。 実績：319業者に対して調査を実施	住宅課

平成28年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	H28実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名				
基本方針Ⅰ 安全・安心な消費生活の確保	健康福祉サービス評価システムの推進	健康福祉サービスの質の向上と利用者のサービス選択に資するため、自己評価を促進するとともに、評価調査者養成研修や評価機関の認証などを行い、第三者評価の実施に取り組む。 ・第三者評価機関認証委員会の開催 ・健康福祉サービス評価システム推進委員会の開催 ・第三者評価機関の育成・支援 ・自己評価、第三者評価の事業者に対する広報啓発	◇健康福祉サービス評価システムの推進 「健康福祉サービス評価」は、事業者が自らのサービスについて評価する「自己評価」、事業者でも利用者でもない第三者の評価機関が評価する「第三者評価」等があり、事業者自らの取組により、健康福祉サービスの質の向上を図るとともに、利用者によるサービス選択に資することを目的としている。 健康福祉サービスの質の向上を図ることや、利用者によるサービス選択に資することを目的に、事業者が自らのサービスについて評価する「自己評価」を促進するとともに、事業者でも利用者でもない第三者の評価機関が評価する「第三者評価」の受審を促進した。 (1) 第三者評価の受審状況 ・保育所 10件 (2) 第三者評価機関の認証 ・新規認証 0件(計4法人認証)	健康福祉政策課
	(2) 広告・表示等の適正化			
	景品表示法に基づく表示指導	景品表示法の適正な運用により、取引の適正化、消費者の利益の擁護を図る。	関係機関からの通知や申告による情報に迅速に対応し、改善が必要な場合は事業者に早期に注意を行い、表示の適正化に努めた。 ・不当表示に対する口頭注意：1件	県民活動生活課 消費生活センター
	食品表示法等に基づく食品表示に関する正しい知識の普及	県民が食品表示に関心を持ち、正しく理解できるよう、消費者を対象とした講習会を開催し、食品表示に関する正しい知識の普及に努める。 ※食の安全確保推進事業に含めて実施	<県民に対する食品表示に関する研修会の開催> 表示講習会開催回数：18回	生活衛生課
	食品表示法に基づく品質表示の適正化の推進	食品表示法に基づく食品表示の適正化を図り、一般消費者の選択に資することを目的とする。 ・不適正な食品表示に係る事業者への調査、指導 ・不適正な食品表示に関する情報の受付	(1)食品表示について出前講座や説明会を実施することで、制度の周知を図った。 ・出前講座等の実施回数 5回 (2)県民からの食品表示についての情報提供や疑問、問い合わせなどを受け付ける電話窓口として「食品表示110番」を設置し、指導等を行った。 ・相談件数：128件 (3)食品表示法および関係法令等に基づく適正な食品表示が行われるよう、事業者に対する調査・指導を行った。 ・調査・指導件数：11件	食のブランド推進課
米穀の適正流通の推進	主要食糧法および米トレーサビリティ法に基づく米穀の適正流通の推進を図る。 ・米穀の出荷販売事業者への巡回調査・指導	(食のブランド推進課) 米トレーサビリティ法の関係者への周知に努め、また、米の産地情報の適正な伝達や記録の保存等が行われるよう指導を行った。 ・指導件数：15件	農業経営課 食のブランド推進課	

平成28年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	H28実績・成果	課名																																
重点施策/施策(事業)名																																				
基本方針Ⅰ 安全・安心な消費生活の確保	家庭用品品質表示法に基づく表示指導	<p>家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り一般消費者の利益を保護することを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立入検査の実施 ・販売業者等に対する表示事項遵守の指示 ・消費者の利益が害されている旨の申し出受理 	<p>○家庭用品品質表示法第19条第2項に基づく立入検査の実施状況</p> <p>検査実施市町数 15市町 検査実施店舗数 62店舗 不適正表示件数 5件</p> <p>同法に基づく立入検査は、市の区域内にある店舗等については法に基づき市が行い、町の区域内にある店舗等については県が町に権限を委譲しているところであり、各市町がそれぞれの権限に基づいて立入検査を実施した。</p> <p>平成28年度の立入検査の結果、県内で販売されている家庭用品について不適正な表示がされているものが5件あり、適正化を指示するとともに、消費者庁に報告した。</p>	中小企業支援課																																
	計量法に基づく検査等	<p>正確な計量の確保に努めるとともに、適正計量の周知徹底を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引証明に使用する計量器の定期検査(9市町で実施) ・商品量目の立入検査 ・計量関係事業者、計量器使用者に対する立入検査 	<p>(1)計量器定期検査 取引や証明に使用されている「はかり」について、検査を実施した。 ・検査台数：1,489台(大型・小型はかりの検査台数)</p> <p>(2)立入検査</p> <p>①商品量目の立入検査 内容量表記商品を販売している事業者に対し、量目検査を実施した。 ・立入検査事業者数：35事業者</p> <p>②計量関係事業者に対する立入検査 計量器製造事業者等に対し、法令遵守の状況等について立入検査を実施した。 ・立入検査事業者数：27事業者</p> <p>③計量器使用者に対する立入検査 ガソリンスタンド等に対し、計量器の検定有効期限等の管理状況について立入検査を実施した。 ・立入検査事業者数：96事業者</p>	計量検定所																																
	■重点施策2 商品・サービスの安全性の確保																																			
(1)商品・サービスの安全性の確保																																				
危険物規制事務	<p>危険物の貯蔵・取扱いおよび消防設備機器の安全を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険物取扱者保安講習会委託 ・消防設備士保安講習会委託 ・危険物取扱者免状交付等事務委託 ・消防設備士免状交付等事務委託 ・危険物事故防止連絡会 	<p>◇危険物規制事務</p> <p>(1)危険物取扱者保安講習会委託 委託先：(一社)滋賀県防火保安協会連合会 申請者 2,076人 受講者 2,065人</p> <p>(2)消防設備士保安講習会委託 委託先：(一社)滋賀県防火保安協会連合会</p> <table border="0"> <tr> <td>① 消防設備</td> <td>申請者 62人</td> <td>受講者 62人</td> </tr> <tr> <td>② 警報設備</td> <td>申請者 163人</td> <td>受講者 161人</td> </tr> <tr> <td>③ 避難設備・消火器</td> <td>申請者 75人</td> <td>受講者 75人</td> </tr> </table> <p>(3)危険物取扱者免状・消防設備士免状交付等事務委託 委託先：(一財)消防試験研究センター</p> <table border="0"> <tr> <td>① 危険物取扱者免状</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 新規交付</td> <td>2,285件</td> <td>再交付</td> <td>135件</td> </tr> <tr> <td> 書換</td> <td>28件</td> <td>写真書換</td> <td>1,443件</td> </tr> <tr> <td>② 消防設備士免状</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 新規交付</td> <td>277件</td> <td>再交付</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td> 書換</td> <td>3件</td> <td>写真書換</td> <td>136件</td> </tr> </table> <p>【成果】 危険物取扱者および消防設備士の資質の向上が図られ、危険物事故の防止ならびに消防設備工事の適切な施行に寄与した。</p>	① 消防設備	申請者 62人	受講者 62人	② 警報設備	申請者 163人	受講者 161人	③ 避難設備・消火器	申請者 75人	受講者 75人	① 危険物取扱者免状				新規交付	2,285件	再交付	135件	書換	28件	写真書換	1,443件	② 消防設備士免状				新規交付	277件	再交付	4件	書換	3件	写真書換	136件	防災危機管理局
① 消防設備	申請者 62人	受講者 62人																																		
② 警報設備	申請者 163人	受講者 161人																																		
③ 避難設備・消火器	申請者 75人	受講者 75人																																		
① 危険物取扱者免状																																				
新規交付	2,285件	再交付	135件																																	
書換	28件	写真書換	1,443件																																	
② 消防設備士免状																																				
新規交付	277件	再交付	4件																																	
書換	3件	写真書換	136件																																	

平成28年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	H28実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名				
基本方針Ⅰ 安全・安心な消費生活の確保	高圧ガス指導取締	高圧ガス(LPガス等)の保安に関する啓発ならびに取引の適正化を図る。 ・事業所・販売店に対する立入検査等の実施 ・保安講習会の開催、消費先の保安基準維持調査および自主保安の啓発	<p>◇高圧ガス指導取締</p> <p>(1)立入検査等の実施 ①高圧ガス関係 保安検査 35件 移動車両立入検査 4件 ②LPガス関係 販売店立入検査 20件</p> <p>(2)保安講習会の実施 ①高圧ガス関係 ・平成28年10月20日(木) 13:00~17:00 滋賀県立男女共同参画センター 出席者数 299人 ・平成28年12月7日(水) 13:00~17:00 滋賀県立男女共同参画センター 出席者数 143人 ②LPガス関係 ・平成28年11月18日(金) 13:00~17:00 滋賀県立文化産業交流会館 出席者数 90人 ・平成28年11月16日(水) 13:00~17:00 びわこ大津館 出席者数 76人 ・平成28年11月15日(火) 13:00~17:00 滋賀県立男女共同参画センター 出席者数 125人</p> <p>【成果】 高圧ガス取扱い事業者の保安レベルの向上が図られ、事業所および一般家庭LPガス消費者の事故の未然防止が図られた。</p>	防災危機管理局
	火薬類等指導取締	火薬類の貯蔵・消費・その他の取扱いについて指導し、事故の防止を図る。 ・販売店および消費者に対する立入検査等の実施 ・保安・啓発業務委託	<p>◇火薬類等指導取締</p> <p>(1)立入検査等の実施 平成28年度実施 保安検査15件 立入検査38件</p> <p>(2)保安講習会の実施 ①火薬類取扱保安責任者教育講習会 平成28年11月22日(火) 滋賀県教育会館 出席者数 31人 ②煙火消費保安教育講習会 平成29年2月26日(日) 滋賀県立男女共同参画センター 出席者数 162人</p> <p>【成果】 火薬類取扱事業者の保安レベルの向上が図られ、事故の未然防止に寄与した。</p>	防災危機管理局
	電気工事等指導取締	粗悪な電気用品(工事)等による危害を防止する。 ・販売店および工事施工業者に対する立入検査等の実施 ・電気工事施工業者に対する保安講習会の開催	<p>◇電気工事等指導取締</p> <p>(1)立入検査等の実施 平成28年度実施 0事業者</p> <p>(2)保安講習会の実施 ・平成28年10月13日(木) 13:30~16:20 ひこね市文化プラザ 出席者数 電気工事業者 585人 ・平成28年10月19日(水) 13:30~16:20 守山市民ホール 出席者数 電気工事業者 581人</p> <p>【成果】 電気工事業者の保安レベルの向上が図られ、不良工事等の軽減に寄与した。</p>	防災危機管理局
	消費生活用製品の安全の確保	特定製品の販売業者や特定保守製品の取引事業者に対して立入検査を行うなど、消費生活用製品の安全を確保する。	<p>同法に基づく立入検査は、市の区域内にある店舗については法に基づき市が行い、町の区域内にある店舗については県が町に権限を委譲している。</p> <p>消費生活用製品安全法に基づく立入検査 <特定製品(乳児用ベッド、圧力なべ等)> 立入検査事業者数:46事業者 (違反数:0件) <特定保守製品(ガス瞬間湯沸器、石油給湯器等)> 立入検査事業者数:6事業者 (違反数:0件)</p>	県民活動生活課

平成28年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	H28実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名				
基本方針Ⅰ 安全・安心な消費生活の確保	びわ湖材産地証明事業	県内産木材が適正に消費者に提供されるよう安心と信頼の分別・表示管理システムの構築を図る。 ・県産木材取扱業者の審査・認定・登録 ・登録業者への指導・検査 ・産地証明、流通量の把握、情報の提供、普及啓発	・びわ湖材取扱認定事業者として、平成29年3月末現在、164業者が登録され、産地証明した木材量は、46,244m ³ (暫定集計値)であった。 ・登録業者61社への検査・指導を行った。 ・産地証明制度の内容、流通量、認定事業者の名簿等を県産木材活用推進協議会のウェブサイトにて情報提供するとともに、研修会を2回開催した。	森林政策課
	家庭用品安全対策の推進	有害物質を含有するおそれのある家庭用品について検査を行い、健康被害の防止に努める。 ・試買テストの実施 ・被害の苦情等受付・調査および検査	<化学物質に対する感受性が高い乳幼児の健康被害の発生の防止> 試売テストの実施件数：15検体	生活衛生課
	生活衛生施設等の監視指導	生活衛生営業施設および温泉利用施設が衛生的に整備管理されるよう監視指導を行う。 ・生活衛生営業施設に対する許可・確認・検査および立入検査・指導	<生活衛生営業施設の衛生状況および水質管理状況に関する監視指導の実施> 対象施設：公衆浴場 立入施設数：45施設	生活衛生課
	医薬品等の安全の確保(薬事監視指導)	有効かつ安全な医薬品等の供給を図る。 ・薬事関係事業者に対する監視指導 ・医薬品等についての品質検査 ・医薬品等の苦情・相談処理	消費者に、有効かつ安全な医薬品等の供給を図るため、薬局、医薬品販売業、医薬品等製造販売業および製造所に対して監視指導を実施した。 また、消費者からの医薬品等に関する苦情・相談について適切な措置を講じた。 (1)薬事関係事業者への監視指導 対象施設数：7,315施設 監視指導施設数：1,355施設 違反発見数：98件 (2)医薬品等の品質検査 ①指定医薬品等の収去検査(違反なし) 医薬品：22検体 医療機器：1検体 ②健康食品の試買調査(違反なし) 強壮用健康食品：6検体 瘦身用健康食品：4検体 ③無承認無許可医薬品の取締 監視指導件数：162件(表示指導4件) (3)医薬品等の苦情・相談 39件 (4)危険ドラッグの試買調査 買い上げ調査：2検体 医薬品成分検出：1件体 指定薬物検出：1件体(公表：H29.3.22資料提供)	薬務感染症対策課

平成28年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	H28実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名				
基本方針Ⅰ 安全・安心な消費生活の確保	毒物劇物の安全対策	<p>毒物劇物による保健衛生上の危害防止を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毒物劇物営業者等の監視指導 ・毒物劇物取扱者試験の実施 	<p>毒物劇物による保健衛生上の危害防止を図るため、毒物劇物営業者等に対する監視指導および毒物劇物営業者の登録・届出事務を行った。 また、毒物劇物取扱者試験を実施した。</p> <p>(1) 毒物劇物営業者等の監視指導 対象施設数 : 735施設 監視指導施設数 : 270施設 違反発見施設数 : 25施設</p> <p>(2) 毒物劇物取扱者試験(平成29年2月25日実施) 受験者数 : 427人 合格者数 : 125人</p>	薬務感染症対策課
	建築物等の安全対策	<p>建築物の敷地・構造・設備および用途に関する確認を行うとともに、木造住宅等の建築物の耐震化を推進することにより、県民の生命、健康および財産の確保を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の確認等 ・個人木造住宅の耐震診断および耐震・バリアフリー改修工事に対する補助等 ・大規模建築物および避難路沿道建築物の耐震診断に対する補助等 	<p>◇建築物等の確認等</p> <p>(1) 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保 ・中間検査、完了検査シールの交付制度の実施 ・中間検査、完了検査未実施物件への督促</p> <p>(2) 指定確認検査機関・建築士事務所等の適正な業務実施 ・建築士事務所への立入検査 : 22件(H29. 2) ・指定確認検査機関への立入検査 : 県指定機関への立入実施(H29. 2)</p> <p>(3) 違反建築物等への対策 ・違反建築物等の一斉パトロールの実施 } 県内299箇所実施 ・未検査物件に対してのパトロールの実施</p> <p>(4) 建築物および建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保 ・建築物防災点検の実施(上期、下期の防災週間による実施) ・特殊建築物定期報告未提出施設への督促、防災点検の実施 ・建築物の耐震促進に関する広報活動等による既存建築物安全性の向上適切な確認</p> <p>◇個人木造住宅の耐震診断および耐震・バリアフリー改修工事に対する補助等 診断 263件 / 改修 12件</p> <p>◇大規模建築物耐震化に対する補助等 1件</p> <p>◇避難路沿道建築物の耐震診断に対する補助等 9件</p>	建築課

平成28年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針)	施策(事業)の概要	H28実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名			
基本方針Ⅰ 安全・安心な消費生活の確保	(2) 食の安全・安心の確保		
	食の安全確保推進事業	食の安全・安心を確保するため、食品衛生知識の向上を図るとともに、施設の許可、効果的な監視指導を実施する。 ・食の安全・安心推進条例の推進 ・食の安全情報の提供 ・シンポジウム、意見交換会等の開催 ・食の安全・安心審議会の運営 ・食品関係営業許可検査の実施 ・食品営業施設等の監視指導 ・夏期・年末食品一斉取締り ・食中毒予防一斉監視指導 ・食品表示一斉監視	<滋賀県食の安全・安心審議会の開催> 開催日時：平成28年7月25日 場所：県庁北新館5-B会議室 <食の安全・安心に関する情報の提供> (1) ホームページ「食の安全情報」による情報提供 ホームページへのアクセス件数：377,151件 ホームページの更新回数：190回 (2) 食品による健康被害情報の迅速な提供 近畿府県市内の食中毒情報を随時HPやしらしがメールにより提供 <食の安全・安心シンポジウムおよび意見交換会の開催> (1) 食の安全・安心シンポジウム 開催日時：平成28年11月29日 場所：県庁新館7階大会議室 テーマ：「正しく知ろう！食物アレルギーと食品表示」 参加人数：186人 (2) 地域における意見交換会の開催（開催主体：各保健所） 開催回数：6回 参加者数：153人 テーマ：食肉の安全など <食品衛生に関する講習会等の開催> (1) 消費者を対象とした講習会 開催回数：48回 参加者数：1,754人 (2) 事業者を対象とした研修会 開催回数：124回 参加者数：3,895人 <営業許可検査の実施> 新規許可：1,793施設、継続許可：2,331施設 <監視指導の実施> 監視指導件数：12,522施設 <一斉監視指導の実施> (1) カンピロバクター等食中毒予防一斉監視(5～6月)：284施設 (2) 食品、添加物等の夏期一斉監視(7月)：2,089施設 (3) 食品、添加物等の年末一斉監視(12月)：1,881施設 (4) 食品表示一斉監視(1～2月)：307施設
食の安全・安心強化対策事業	食の安全・安心事業を強化するため、大型食中毒を想定した模擬訓練、自主衛生管理を促進するためのマニュアル解説書の作成、消費者の意向を反映した買い上げ検査と情報提供の3つの事業を実施する。 ・危機管理対策事業 ・自主衛生管理支援事業 ・特定食品不安解消事業	<模擬訓練の実施> 日時：平成28年11月11日 14時00分～16時30分 場所：滋賀県危機管理センター災害対策室5～9 参加者：県内の大規模弁当等調製施設責任者、品質管理責任者、栄養士等 21名 <自主衛生管理マニュアルの作成支援> (1) マニュアル作成支援講習会の開催 対象：従事者10人以上の飲食店等 回数：7回 (2) マニュアル作成状況の確認 対象：平成27、28年度に作成支援講習会に出席した飲食店 監視施設：55施設 <特定食品不安解消事業> 広域流通食品の買い上げ検体：572検体	生活衛生課

平成28年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	H28実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名				
基本方針Ⅰ 安全・安心な消費生活の確保	食中毒予防対策事業	食中毒予防知識の向上を図るとともに、食中毒発生時の疫学調査を実施し、原因の追及と拡大・再発の防止に努める。 ・食中毒予防のための事業(食中毒注意報の発令、衛生講習会等の実施) ・食中毒発生時の疫学調査	食中毒予防の知識の向上と食中毒発生時の疫学調査を実施し、原因の追及と拡大・再発の防止に努めた。 ＜食中毒注意報の発令＞ 食中毒注意報(7月1日～9月30日)：12回 ノロウイルス食中毒注意報(11月1日～3月31日)：4回 ＜衛生講習会の実施(再掲)＞ 事業者を対象とした食中毒講習会：103回、3266人 ＜食中毒発生時の疫学調査＞ 食中毒発生件数：11件 食中毒原因施設である飲食店10施設を営業停止処分等の措置を実施した。	生活衛生課
	食品・添加物試験検査事業	食品・添加物等の規格基準等の試験検査を行い、県民に提供される食品の安全確保に努める。 ・食品・添加物等の規格基準検査 ・農畜産物の残留農薬検査 ・アレルギー物質含有食品の検査 ・遺伝子組換え食品の検査	＜規格基準検査＞ 検査数：1005検体(違反数：5件) ＜残留農薬検査＞ 検査数：139検体(違反数：0件) ＜アレルギー物質含有食品の検査＞ 検査数：39検体(違反数：1件) ＜遺伝子組み換え食品の検査＞ 検査数：10検体(違反数：0件)	生活衛生課
	食品表示法等に基づく表示指導	期限表示、食品添加物およびアレルギー物質等について、食品の製造・販売施設への立入検査等を行い、表示の適正化を図る。 ※食の安全確保推進事業に含めて実施	＜食品表示一斉監視の実施＞ 実施期間：平成29年1月4日～2月28日 (1)監視指導 監視施設数：道の駅、産地直売所等の販売施設および製造施設 307施設 表示確認品目数：5,729品目 (2)講習会 実施回数：15回 受講者数：290名	生活衛生課
	食肉衛生検査事業	と畜場に搬入される獣畜に対して、と畜検査員による検査を行うとともに、関係業者への衛生指導・検査を行い食肉の安全確保を図る。 ・と畜検査および必要な措置 ・枝肉等の細菌汚染調査 ・牛海綿状脳症スクリーニング検査 ・と畜場関係者に対する衛生指導	＜と畜検査＞ と畜場内とさつ頭数 牛：7979頭(全部廃棄・一部廃棄数：6368) 豚：6734頭(全部廃棄・一部廃棄数：4887) ＜細菌汚染調査＞ 検査数：367件 ＜牛海綿状スクリーニング検査＞ 検査数：93検体(陽性数：0件) ＜衛生指導講習会＞ 講習会実施数：2回	生活衛生課
	食鳥肉衛生対策事業	食鳥処理場の衛生確保および食鳥検査方法の向上に努め、食鳥肉の安全確保を図る。 ・食鳥検査および必要な措置 ・食鳥処理施設の監視指導	＜食鳥処理施設立入り等検査＞ 監視指導件数：133件	生活衛生課

平成28年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	H28実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名				
基本方針Ⅰ 安全・安心な消費生活の確保	食品安全監視センター事業	県内の広域流通食品製造施設等に対し、専門的かつ高度な監視指導を行うとともに、製造業者等による、より高度な自主衛生管理を推進する。 ・特定食品製造施設等に対する監視指導 ・滋賀県食品自主衛生管理認証制度(セーフドしが)に基づく認証業務	<p><滋賀県食品高度衛生管理認証制度(セーフドしが)の推進></p> <p>(1) 認証: 3回の認証審査委員会を開催し、新たに15件の施設を認証するとともに、既認証施設36件を新基準へ移行認証し、平成29年3月末までに、従来の制度から延べ171施設(うち新認証基準128施設)を認証した。</p> <p>(2) 助言・指導: 認証取得に向けた事業者へ助言、指導を行った。</p> <p>(3) 外部検証: 平成27年度までに認証した156施設に対して、年1回の外部検証で、高度な衛生管理の実施状況を確認し、適切な維持管理を指導した。</p> <p><セーフドしがの啓発></p> <p>セーフドしがによる自主衛生管理の導入を促進するため、啓発用リーフレットを作成・配布するとともに講習会を開催した。</p>	生活衛生課
	農業生産工程管理手法(GAP)普及促進事業	県産農産物の安全性の確保等を目指して、農業生産工程管理(GAP)手法の普及に努め、県産農産物に対する消費者の信頼を高める。 ・普及啓発活動、指導者の育成	2020年東京オリンピックパラリンピックの食糧調達基準にGAPが採用されたことから、第三者認証を備えた高度なGAPに対応できる指導者の育成を行った。また、県域の推進チームを組織し、県としてのGAP推進方針を協議するほか、高度なGAPへの取組機運を高めるため、滋賀県GAP推進大会を開催した。 ・普及啓発活動: 滋賀県GAP推進大会 1回 ・指導者の育成: JGAP指導員 9名	食のブランド推進課
	環境こだわり農産物認証制度の運営	農業、化学肥料の使用量を通常の栽培の5割以下に減らし、かつ、農業濁水の流出防止など琵琶湖をはじめとする環境への負荷を減らした技術で栽培された農産物を県が「環境こだわり農産物」として認証する制度を運営し、消費者の信頼を高めるとともに流通を促進する。 ・環境こだわり農産物を対象とした残留農薬検査の実施	<p>(1) 環境こだわり農産物の栽培面積は15,550haに達し、このうち水稲では作付面積の45%で取り組まれるまで拡大した。</p> <p>(2) 認証された環境こだわり農産物について、農産物中の残留農薬の検査を実施するとともに、生産記録が正しく記載されていることを確認した。</p> <p>・分析試料 玄米19検体 ・分析農薬 25成分 ・分析結果 すべての試料で食品衛生法の残留農薬基準を上回る農薬は検出されなかった。</p>	食のブランド推進課
	しがの米麦大豆安全安心確保事業	米・麦・大豆の円滑な流通のためには、消費者や実需者の基本的なニーズである食の安全・安心を確保する必要があり、重金属、残留農薬およびカビ毒であるDONの分析を行う取組について支援する。 ・米・麦・大豆の残留農薬、米麦の重金属(カドミウム)、麦のカビ毒の分析を実施	農業団体において、抽出により残留農薬、重金属、麦のカビ毒の分析を実施し、米、麦、大豆の安全性を確認するとともに、実需者等に対して情報提供することにより、本県産農産物の安全性に関する理解を深めた。 ・分析点数 重金属: 421点、残留農薬: 417点、カビ毒: 32点	農業経営課

平成28年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	H28実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名				
基本方針Ⅰ 安全・安心な消費生活の確保	農業適正使用推進対策	<p>農業の安全かつ適正な使用を確保し、農業による危害の防止を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県農作物病害虫雑草防除基準の策定 ・農業安全使用普及啓発 ・農業アドバイザー講習会の開催・認定 ・農業取扱者に対する監督指導 	<p>(1) 県農作物病害虫雑草防除基準の策定 適切かつ安全な防除と危被害防止の指導指針として、農作物病害虫雑草防除基準を策定し、関係団体、流通業者等に対して防除基準に沿った指導、流通の確保について協力を求めた。</p> <p>(2) 農業安全使用普及啓発 農業者等に対して、農業使用時の確認事項や農業散布後の水管理の徹底等資料を配布し、安全使用を啓発した。</p> <p>(3) 農業適正使用アドバイザー講習会の開催 農業の使用に関して関係法令や農業の適正使用について講習会を開催し、農業者等の農業使用者に対して農業の適正使用の助言を行う農業アドバイザーを認定した。 平成28年 6月15日 : 129名認定 平成28年11月24日 : 122名認定</p> <p>(4) 農業取扱業者に対する監督指導 農業販売者への立入検査を実施し、届出や帳簿に関する違反が認められた販売者に、改善を誓約する書面の提出を受けた。 農業販売者立入数 : 91件 うち、届け出の不備3件、帳簿の不備 4件</p>	農業経営課
	動物医薬品の適正使用対策	<p>動物医薬品の取扱いおよび品質の適正化を図るとともに、畜産農家に対する適正使用の指導を行い、安全な畜産物の供給を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬事監視の強化、立入検査の実施 ・動物用医薬品の品質検査の実施 ・定期的な農家指導の実施 	<p>動物用医薬品販売業者および畜産農家に対し、動物用医薬品の適切な取扱いおよび使用について指導を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物用医薬品販売業者への立入検査 立入検査 38件 ・動物用医薬品の品質検査 糖類・血液代謝剤およびビタミン剤 ・畜産農家訪問時の適正使用指導 適正使用指導 215戸 	畜産課
	飼料の安全使用対策	<p>飼料の安全使用および品質の適正化を図るため、畜産農家に対する適正使用の指導等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼料の適正使用の指導 	<p>畜産農家に対する飼料適正使用の指導等を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼料の適正使用の指導 40戸 	畜産課
	滋賀県産牛肉の放射性物質検査事業	<p>消費者の滋賀県産牛肉に対する信頼を確保するとともに、農家経営の健全化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀食肉センターに出荷された全頭の放射性物質検査を実施 	<p>平成23年3月に発生した福島原子力発電所の事故に伴う、放射性物質汚染牛肉の全国的な流通により、消費者の牛肉に対する不安感が増していたことから、「近江牛ブランド」を守るとともに、消費者が近江牛等の滋賀県産牛肉を安心して消費できるよう、平成23年9月から滋賀食肉センターにおいてと畜解体された牛肉の放射性物質の検査を開始。 実績 検査頭数：7979頭 放射性物質検出数：0</p>	畜産課
	養殖衛生管理体制整備事業	<p>養殖水産物の安全確保と魚病のまん延防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品の適正使用の指導 ・生産記録の作成・保存の指導や自主的な生産工程管理の普及 ・魚病のまん延防止や防疫に関する指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・養殖衛生管理指導を実施した養殖経営体の割合100% (平成28年度実績) 経営体数：延べ231件 (50経営体) 	水産課

平成28年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	H28実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名				
基本方針Ⅰ 安全・安心な消費生活の確保	食の安全・安心推進事業	昨今、輸入水産物等においての使用禁止薬剤の検出等により、食の安全性確保への十分な対応が求められている状況の中、養殖業者の食の安全・安心に対する自主的な取り組みを推進する。 ・安全で、安心な養殖魚を供給し、水産業の振興を図る目的で水産業協同組合が自主的に実施する水産用医薬品の残留検査に対し補助する。	<p>養殖業の振興を図るため、養殖業者が現場で使用する水産用医薬品の自主的な残留検査委託に要する経費に対し補助を行った。</p> <p>・水産物流通促進対策事業 補助金交付先：滋賀県淡水養殖漁業協同組合 検査実施検体数：22検体（養殖アユ）</p>	水産課
	(3) 消費者事故情報等の収集・提供			
	リコール情報・重大事故情報等の収集・提供	PI0-NET等からの情報を通じて、リコール情報、注意喚起情報および重大事故情報等を広く収集し、県民への周知を図る。	<p>消費者からの相談を受け、消費者安全法に基づき、消費者庁へ重大事故情報として通知を行った。</p> <p>重大事故通知件数：6件</p>	県民活動生活課 消費生活センター
	消費生活用製品の安全の確保 <再掲>	特定製品の販売業者や特定保守製品の取引事業者に対して立入検査を行うなど、消費生活用製品の安全を確保する。	<p>同法に基づく立入検査は、市の区域内にある店舗については法に基づき市が行い、町の区域内にある店舗については県が町に権限を委譲している。</p> <p>消費生活用製品安全法に基づく立入検査 <特定製品（乳児用ベッド、圧力なべ等）> 立入検査事業者数：46事業者（違反数：0件） <特定保守製品（ガス瞬間湯沸器、石油給湯器等）> 立入検査事業者数：6事業者（違反数：0件）</p>	県民活動生活課 消費生活センター
	重点施策3 生活関連物資およびサービスの安定供給			
物価情報に関する統計情報の提供	定期的に消費者物価指数および企業物価指数を掲載することにより、物価の動向を周知する。	<p>消費者物価指数等物価に関する統計情報を提供し、物価動向の周知を図った。</p> <p>(1) 「統計だより」への掲載 ・毎月発行する「統計だより」に、消費者物価指数（大津市）を掲載 ・平成28年5月号の統計だよりで、平成27年（2015年）平均消費者物価指数の特集を掲載</p> <p>(2) ホームページや刊行物での情報提供 ・ホームページの「データブック滋賀」のサイトに「家計・物価」の章を設け消費者物価指数等物価に関する統計情報を掲載 ・「しが統計ハンドブック」（電子版）「統計でわかる滋賀」「滋賀県統計書」に消費者物価指数等物価に関する統計情報を掲載</p>	統計課	
重点施策4 消費生活情報の発信・啓発				
若者向け地域情報誌を活用した情報発信事業	若者向けの地域情報誌に、消費者トラブルに関する情報を掲載し、消費者トラブルの未然防止や拡大防止、消費生活相談窓口の周知を図る。	<p>若者向けの情報紙（レイクスマガジン）に消費者トラブル等の情報を掲載し、相談窓口の周知を行った。</p> <p>掲載回数：6回（スマートフォンでのトラブル、ネット通販等） （毎月5万部発行、県内学校、公共施設等に設置）</p>	県民活動生活課	
コンビニエンスストアにおける消費者被害防止啓発事業	電子マネーにかかる相談件数が増加していることから、電子マネー購入場所の一つであるコンビニエンスストアに注意喚起のポップ等を設置し、消費者への啓発を図り、トラブルの未然防止につなげる。	<p>県警と連携し、県内のコンビニエンスストアに特殊詐欺被害防止および窓口周知の啓発POPを設置した。</p>	県民活動生活課	

平成28年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	H28実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名				
基本方針Ⅱ 「自ら考え行動する」消費者になるための支援	消費生活フェスタの開催	消費生活問題に関する催しを市町と共同で開催し、消費者問題全般への意識向上および消費者被害の未然防止を図る。	消費生活フェスタの開催により、消費者トラブルをはじめとする消費者問題への関心を高めることができた。 9月19日(月) 消費生活フェスタ(ビバシティ彦根)	消費生活センター
	消費生活情報の提供	ビデオ、DVD、啓発リーフレット等の啓発資材を整備するとともに、「くらしのかわら版」の発行やしらがメールの発信により、最新の消費生活情報の提供を行う。	消費生活に関する最新の情報を盛り込んだ消費生活センター広報紙「くらしのかわら版」を年4回発行し、各市町消費生活相談窓口・社会福祉協議会・警察署・ハローワーク・図書館等に配付した。	消費生活センター
	物価情報に関する統計情報の提供<再掲>	定期的に消費者物価指数および企業物価指数を掲載することにより、物価の動向を周知する。	消費者物価指数等物価に関する統計情報を提供し、物価動向の周知を図った。 (1)「統計だより」への掲載 ・毎月発行する「統計だより」に、消費者物価指数(大津市)を掲載 ・平成28年5月号の統計だよりで、平成27年(2015年)平均消費者物価指数の特集を掲載 (2)ホームページや刊行物での情報提供 ・ホームページの「データブック滋賀」のサイトに「家計・物価」の章を設け消費者物価指数等物価に関する統計情報を掲載 ・「しが統計ハンドブック」(電子版)「統計でわかる滋賀」「滋賀県統計書」に消費者物価指数等物価に関する統計情報を掲載	統計課
	林産物生産流通振興対策	素材・製材品等の市況および流通の動向を把握する。 ・木材市況および流通調査	・木材市場等県下6か所において、2か月毎に計6回の調査実施し、木材関係団体に情報提供するとともに、県木材協会のウェブサイトで公表した。	森林政策課
	医薬分業対策	医療の質的向上および医薬品の適正使用を図るため、地域における医薬分業体制の確立を図る。	現在の薬局を患者本位のかかりつけ薬局に再編するために策定された「患者のための薬局ビジョン」により、患者本位の医薬分業の実現に向けて、服薬情報の一元的・継続的把握とそれに基づく薬学的管理・指導、24時間対応・在宅対応、医療機関等との連携など、かかりつけ薬剤師・薬局として在宅医療へかかわる事業の推進に努めた。医薬分業率は、平成28年2月調剤分で70.5%となった。	薬務感染症対策課
	薬事衛生知識の普及・啓発	医薬品の正しい使い方等の啓発活動の実施や医療機関、薬局への医薬品情報の提供等への支援を行い、医薬品の適正使用を推進する。 ・医薬品適正使用推進事業に対する補助	県民に適切な医療、医薬品等の情報を提供するために、(一社)滋賀県薬剤師会を通じて、医薬品の安全性情報や最新の情報を収集し、医師・薬剤師等の医療関係者に情報提供を行った。また、薬と健康の週間では、関係団体などと協働し、薬の正しい使い方など広く薬事衛生の普及啓発活動を行った。 (1)(一社)滋賀県薬剤師会に医薬品適正使用推進事業に対し補助した。 (2)薬と健康の週間(10/17~10/23) 滋賀のくすりと健康フェア2016(10/22・23) 展示・体験コーナーなどの設置	薬務感染症対策課
卸売市場活性化対策	県内卸売市場等が連携して取り組む卸売市場の体質強化・連携強化の検討、実需者のニーズと生産をつなぐ取組、卸売市場に対する県民の理解をつかめる活動に対して支援することで、卸売市場の取扱量の拡大等による活性化を図る	(1)滋賀県卸売市場審議会を開催し(2回)、第10次滋賀県卸売市場整備計画を策定した。 (2)滋賀県地方卸売市場活性化協議会において、以下の事業を実施した。 ①先進地視察、市場間連携会議の開催、市場体質強化研修会 ②産地研修会 ③市場を学ぶ教室開講(4市場)、魚の普及活動、水産物情報発信事(6水産卸売会社)等	食のブランド推進課	

平成28年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	H28実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名				
基本方針Ⅱ 「自ら考え行動する」消費者になるための支援	地域食品振興対策	地域の農水産業と食品産業の連携を図り、地域食品振興対策の推進と県内食品産業の活性化を促進する。 ・地域食品産業高度化等推進事業 ・地域食品産業活性化対策事業(県産農産物活用支援、食の安全・環境問題対策推進)	(1)原材調達等で地域の発展・活性化に資すると考えられる加工食品を選定し、一般財団法人食品産業センターが主催する「平成28年度優良ふるさと食品中央コンクール」に推薦を行った。 (2)滋賀県食品産業協議会が行う、県産農産物を使用した加工食品のPRや食品の安全等についての研修会の開催等および職員の配置にかかる経費に対する補助を実施し、県内食品産業の活性化を図った。	食のブランド推進課
	しがの地産地消・食育推進事業	滋賀県環境こだわり農業推進条例や滋賀県食の安全・安心推進条例に基づき、消費者に軸足を置いた農産物の生産・流通対策により、地産地消の推進を図り、県民が求める安全・安心で信頼される県内農産物の提供に努める。 ・地産地消推進会議の開催 ・農産物直売所を拠点とする地産地消の推進	(1)地域での取組が円滑に進められるよう県域の地産地消推進会議(4月、3月)を開催した。 (2)県産農畜水産物を身近に購入できる農産物直売所の情報を広く県民等に提供するため、直売所マップを作成し、県内各所に配布した。	食のブランド推進課
	住情報の提供	個性化・多様化・高度化する住宅ニーズに対して、適切な諸情報を提供することにより、県民の住情報取得の機会拡大を図り、住意識の高揚を図る。 ・湖国すまい・まちづくり推進協議会活動支援事業活動費補助金	適正なマンションの維持管理や管理組合の円滑な運営に関する情報提供を行うため、草津、大津の2会場でマンション管理基礎セミナーを開催した。 ・平成28年10月1日 26名(草津会場) 場所 フェリエ南草津 ・平成28年10月30日 35名(大津会場) 場所 明日都浜大津	住宅課
	■重点施策5 消費者教育・学習の推進			
(1)消費者教育・学習の機会拡大と体系的な消費者教育の推進				
子どものための消費者教育推進事業	スマートフォンを利用し始める年代の子ども等を対象に、親子で学べる消費者教育教材を作成し、県下の小学校等に配付するとともに、制作した教材を活用した実践プログラムを実施する。	幼児向けおよび小学校低学年向けの消費者教育教材を作成し、県内の保育所(園)、幼稚園、放課後児童クラブ等に配布した。また教材を活用して実践プログラム(出前講座)を3回実施した。 ＜作成教材＞ ①幼児向け：紙芝居「はるのたからもの」 510部 ②小学校低学年向け：すごろく「滋賀県消費生活ゲーム」 320部 ＜配布先＞ ①保育所(園)：240か所、幼稚園：152か所、認定こども園：58か所 ②放課後児童クラブ：288か所 ＜実践プログラムの実施＞ 3回 平成28年12月27日 篠原学童保育所(野洲市) 平成29年1月12日 多景保育園(彦根市) 平成29年1月13日 滋賀大学教育学部附属幼稚園(大津市)		県民活動生活課
消費者教育指導者支援事業	小学校および中学校において消費者教育の指導者(教員)を支援するため、家庭科の授業時間を活用して、消費者教育教材を活用したモデル授業を実施する。	学校での消費者教育を推進するため、消費者教育教材を活用したモデル授業と研修会を実施した。 ＜小学校＞ 2月9日 近江八幡市立桐原小学校 参加者42人 第5学年家庭科「地域の方を招待するお楽しみ会の計画をたてよう」 講師：ファイナルランナー 丸山高信氏、担任教諭、家庭科教諭 ＜中学校＞ 2月16日 滋賀大学教育学部附属中学校 参加者28人 講師：(公財)関西消費者協会 松原由加氏		県民活動生活課
高校生消費生活講演会	滋賀弁護士会との共催により、弁護士や消費生活相談員を高校・特別支援学校に派遣。消費者トラブル被害に遭わない様、トラブル事例や対処法について情報提供を行う。	悪質商法による若者の消費者被害を未然に防止するため、弁護士・消費生活相談員が学校に出向き、主に高校3年生の生徒を対象に講演会を開催した。 (高校・特別支援学校：13校、13回 740人)		消費生活センター

平成28年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	H28実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名				
基本方針Ⅱ 「自ら考え行動する」消費者になるための支援	大学生のための消費生活講演会	悪質商法による若者の被害を防止するために、弁護士、消費生活相談員等が大学生を対象に講演会を行う。	新入生を対象とした学生生活の危機管理や、卒業を控えた学生を対象とした社会人の心構えなどについて講演会を行った。 4大学で6回開催、受講者：計 1,246人	消費生活センター
	くらしの情報セミナー	消費生活相談窓口に寄せられるトラブル等、くらしに関するタイムリーなテーマによるセミナーを開催し、適切な判断・行動・自己責任が果たせる「自立した消費者」を育成する。	くらしに関するタイムリーな情報を提供することにより、適切な判断・行動・自己責任が果たせる「自立した消費者」を育成するためのセミナーを開催した。 2回開催、参加者：計 105人、会場：県消費生活センター 【テーマ】 ・「大人のための経済学の基礎～金融の基本を知る～」 ・「震災から五年、ふくしまの今を語る人～酪農、乳業での安全、安心を求めて～」	消費生活センター
	くらしの一日講座(出前講座)	地域や団体等の研修会に消費生活相談員を派遣し、くらしに身近な問題に関する学習機会を提供する。	各種団体の要請に応じて、消費生活センターまたは要請元の会場で、くらしに身近な問題について学習する機会を提供した。 38回開催、参加者：計1,986人 申し込み団体：老人会、自治会、消費生活グループ 等	消費生活センター
	親子くらしの体験セミナー	親子で観察や簡単な実験実習を行い、子どもたちの消費生活に関する関心を高め、正しい知識を養う。	◇親子くらしの体験セミナー お礼の印刷工場の見学や簡単な実験などの体験学習を交えながら、子どもの消費者トラブルを防ぐ教室を開催した。 ・「おさつ印刷工場見学」 7月25日 ・「飲物の糖分をはかってみよう！」 7月26日 計3回 計111人	消費生活センター
	(2) 消費者教育の担い手(人材)の育成と支援			
消費生活相談員資格取得支援講座	県内における消費生活の専門人材の育成を目的として、消費生活相談に必要な法律や経済の知識を体系的に習得できる講座を実施し、資格取得を支援する。	消費者安全法に規定される「消費生活相談員資格試験」の合格を目的とした講座を一般県民を対象として開講し、消費生活相談員となりうる人材の養成を図った。 開催回数：9回(平成28年11月～平成29年1月) 受講者：44名	県民活動生活課	
子どものための消費者教育推進事業<再掲>	スマートフォンを利用し始める年代の子ども等を対象に、親子で学べる消費者教育教材を作成し、県下の小学校等に配付するとともに、制作した教材を活用した実践プログラムを実施する。	幼児向けおよび小学校低学年向けの消費者教育教材を作成し、県内の保育所(園)、幼稚園、放課後児童クラブ等に配布した。また教材を活用して実践プログラム(出前講座)を3回実施した。 <作成教材> ①幼児向け：紙芝居「はるのたからもの」 510部 ②小学校低学年向け：すごろく「滋賀県消費生活ゲーム」 320部 <配布先> ①保育所(園)：240か所、幼稚園：152か所、認定こども園：58か所 ②放課後児童クラブ：288か所 <実践プログラムの実施> 3回 平成28年12月27日 篠原学童保育所(野洲市) 平成29年1月12日 多景保育園(彦根市) 平成29年1月13日 滋賀大学教育学部附属幼稚園(大津市)	県民活動生活課	

平成28年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	H28実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名				
	消費者教育指導者支援事業 <再掲>	小学校および中学校において消費者教育の指導者(教員)を支援するため、家庭科の授業時間を活用して、消費者教育教材を活用したモデル授業を実施する。	学校での消費者教育を推進するため、消費者教育教材を活用したモデル授業と研修会を実施した。 <小学校> 2月9日 近江八幡市立桐原小学校 参加者42人 第5学年家庭科「地域の方を招待するお楽しみ会の計画をたてよう」 講師：ファイナンシャルプランナー 丸山高信氏、担任教諭、家庭科教諭 <中学校> 2月16日 滋賀大学教育学部附属中学校 参加者28人 講師：(公財)関西消費者協会 松原由加氏	県民活動生活課
	くらしの情報セミナー <再掲>	消費生活相談窓口寄せられるトラブル等、くらしに関するタイムリーなテーマによるセミナーを開催し、適切な判断・行動・自己責任が果たせる「自立した消費者」を育成する。	くらしに関するタイムリーな情報を提供することにより、適切な判断・行動・自己責任が果たせる「自立した消費者」を育成するためのセミナーを開催した。 2回開催、参加者：計 105人、会場：県消費生活センター 【テーマ】 ・「大人のための経済学の基礎～金融の基本を知る～」 ・「震災から五年、ふくしまの今を語る人～酪農、乳業での安全、安心を求めて～」	消費生活センター
(3) 消費者市民社会の構築に向けた気運づくり				
基本方針Ⅱ 「自ら考え行動する」 消費者になるための支援	消費者月間講演会の開催	5月の消費者月間にあわせ、消費者問題をテーマとした講演会等を県内の消費者団体と共催で実施する。	5月の消費者月間にあわせ、NPO法人消費者ネット・しがとの共催によりシンポジウムを開催し、「消費者市民社会」について消費者が考える機会を提供した。 5月28日 ピアザ淡海 参加者：約100人 「消費者市民社会をめざして～消費者教育の推進とフェアトレード」 講師：島田 広氏 パネルディスカッション「エシカルコンシューマーをめざして」	県民活動生活課
	消費生活フェスタの開催 <再掲>	消費生活問題に関する催しを市町と共同で開催し、消費者問題全般への意識向上および消費者被害の未然防止を図る。	消費生活フェスタの開催により、消費者トラブルをはじめとする消費者問題への関心を高めることができた。 9月19日(月) 消費生活フェスタ(ビバシティ彦根)	消費生活センター
	重点施策6 環境に配慮した消費者行動の推進			
(1) 環境に配慮した消費者行動の推進				
	地球温暖化対策推進事業	家庭における省エネ・節電行動の促進によるCO2排出量の削減を目的に、さまざまな啓発を行う「省エネ・節電提案会」と各家庭に応じた省エネ・節電対策を提案する「うちエコ診断」を実施する。	家庭における省エネ・節電行動の定着を図るため、市町等と連携し、環境イベント、公民館、事業所や自治会等でエコ診断等を開催した。 <開催回数> 省エネ・節電提案会 30回 うちエコ診断 150回	温暖化対策課
	スマート・エコハウス普及促進事業	個人用既築住宅に太陽光発電システムや省エネ製品等を導入する個人に対して補助することにより、家庭における地球温暖化対策および再生可能エネルギーの普及促進を図る。	合計449件の家庭に計1275.4kWの太陽光発電を含む、発電設備や省エネ製品が導入された。 ○メニューごとの補助件数 太陽光発電 + 省エネ製品 263件 自立分散型エネルギーシステム※ 108件 太陽光発電 + 自立分散型エネルギーシステム 78件 ※自立分散型エネルギーシステム：蓄電池、コージェネ製品、太陽熱利用等	エネルギー政策課

平成28年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	H28実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名				
基本方針Ⅱ 「自ら考え行動する」消費者になるための支援	環境にやさしい買い物推進事業	事業者、県民団体、行政が連携して、買い物に伴って生じるごみの減量や資源化を推進することにより、消費者の環境に配慮した行動を促進し、「新しい環境習慣」の確立を図る。 ・滋賀県におけるレジ袋削減の取組に関する協定 ・環境にやさしい買い物キャンペーン	・滋賀県におけるレジ袋削減の取組に関する協定 協定参加者(H29年3月末) 無料配布中止実施事業者：30者、削減取組実施事業者：8者、 県民団体：12者、行政：19者 ・環境にやさしい買い物キャンペーン 県内のスーパーマーケットなど、42店舗(店頭啓発：24店舗、 店舗独自取組：18店舗)において、買い物ごみ削減に関する普及啓発を実施。	循環社会推進課
	滋賀グリーン購入ネットワークの支援	グリーン購入を推進するため、啓発活動を実施するとともに、滋賀グリーン購入ネットワークを支援する。	・滋賀グリーン購入ネットワーク各種事業への参加・支援 「びわ湖一周買うならエコ！リレー」(パネル展示)、「三方よしエコフェア2016」でのブース出展、総会等各種会議への出席 ・滋賀グリーン購入ネットワーク補助金 県内のグリーン購入の取組拡大に向け、滋賀グリーン購入ネットワークに対して補助金を交付	循環社会推進課
	(2) 環境学習・環境保全活動の支援			
	体系的な環境学習推進支援事業	「第三次滋賀県環境学習推進計画」に基づき、持続可能な社会づくりを進める環境学習の体系的・総合的な推進を図る。また、幼児の自然体験型環境学習や小・中・高等学校におけるエコ・スクールの実践等を支援する。	(1) 幼児自然体験型環境学習指導者実践学習会 ・幼稚園、保育園の先生を対象に、プログラムづくりから園児を対象とした実践、振り返りまで行う学習会を県内5会場で開催、参加した幼稚園、保育園は延27園(43人)であった。 ・参加者の満足度は高く、指導者育成に効果があった。 (2) エコ・スクールの推進 ・小学校・中学校、高等学校の児童生徒たちが、地域の人たちの協力を得て行うエコ・スクール活動を推進し、認定校は12校であった。 (高等学校2校、中学校3校、小学校7校) ・エコ・スクール認定校の活動発表の場を設けた。 ・生物多様性やESD(持続可能な開発のための教育)の考え方を取り入れた、地域ならではの環境学習が多く見られた。また、エコ・スクールの活動を通じて、高校生と小学校の児童・生徒との交流を図ることができた。 (3) 第三次滋賀県環境学習推進計画の推進 ・滋賀県環境学習等推進協議会を述べ5回開催した。その内2回はエコ・スクール活動校へ訪問し、学校現場の課題解決に向け協議会委員と教職員とで意見交換を実施した。	琵琶湖保全再生課
「びわ湖の日」活動推進事業	「びわ湖の日」の展開を多様な主体(大学・事業者他)との連携・協働により進め、琵琶湖の多様な価値について認識を深めるとともに持続可能な社会づくりに向け考え・行動するきっかけを創出する。	・成安造形大学と連携し、琵琶湖博物館のリニューアルの要素をデザインに取り入れた「びわ湖の日」啓発ポスターを作成した。 ・セブン-イレブンと連携し、「びわ湖の日」関連商品を開発した。また商品の記者発表会を琵琶湖博物館で実施した。 ・大型商業施設で啓発ブースを設置した(7/2,3) ・立命館大学と連携し、「びわ湖の日」連続講座を開催した(全3回(6/11, 7/10, 8/6)の講座で、各回約80~100名が受講)	琵琶湖保全再生課	

平成28年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	H28実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名				
基本方針Ⅱ 「自ら考え行動する」消費者になるための支援	県内大学生等への琵琶湖体験の機会提供	大学との連携により、琵琶湖の魅力を知ってもらうための体験型の湖上ツアーを実施することにより、学生に琵琶湖や滋賀の自然に触れ、環境保全活動に着手する入り口を提供する。	立命館大学「現代社会のフィールドワーク」「地域参加学習入門」の講義の一環として事前講義(9/29、10/5 講義受講者は約400名)、環境学習船で沖島および琵琶湖博物館訪問(10/15、移動の船内でも透明度調査、講義、振り返り 参加者60名)、事後課題でレポート提出	琵琶湖保全再生課
	環境学習センター事業	県民、NPO、事業者等が取り組む環境学習が効果的に実施されるよう、サポート等を行う。 ・環境学習に関する情報や交流機会の提供 ・環境学習関連施設間の連携	自治会や子ども会などの地域団体、学校、NPO、企業、市町などから相談を受け、環境学習・活動に関する活動団体や講師の紹介、研修場所や企画内容等について情報提供を行うほか、ホームページやメールマガジンなどにより発信を行い、環境学習の活動の場づくりを応援した。 環境学習に関する相談対応等 相談件数 195件、教材貸出件数 110件 環境学習情報のホームページ「エコロシー」の運用 アクセス数 449,885件	琵琶湖博物館 (環境学習センター)
	環境学習センター拠点機能強化事業	環境学習センターの拠点としての機能充実を図る。 ・ポータルサイト「エコロシー」登録者のネットワークの強化を図る。 ・環境学習情報の県外発信の拡充を図る。	各企業の取組事例の発表などをもとに活動者が情報交換や課題の共有、交流を深め、ネットワーク強化の促進を図った。 環境学習活動者交流会～ピオトープを使って～ 平成29年2月2日 琵琶湖博物館 参加者25人	琵琶湖博物館 (環境学習センター)
	低炭素社会づくり学習支援事業	地球温暖化問題に対する正しい知識の習得および省エネ行動の促進 ・学校や地域における低炭素社会づくり授業 ・講座の開催	地球温暖化問題に対する正しい知識の習得および省エネの実践行動など、低炭素社会づくりに向けた個々の取組への展開を推進。 学校地域における低炭素社会づくり授業、講座の開催 133回(3,917人)	温暖化対策課
	環境美化活動推進事業	「美しい湖国をつくる会」が行う清掃活動等を支援する。	多くの県民、事業者および各種団体に環境美化活動に参加いただき、環境保全に関する県民意識の高揚を図ることができた。 ・ごみゼロ大作戦(5/15~6/7) 参加延人数:33,797人 ごみ回収量:83トン ・びわ湖を美しくする運動(6/12~7/24) 参加延人数:121,678人 ごみ回収量:842トン ・県下一斉清掃運動(10/2~12/18) 参加延人数:77,504人 ごみ回収量:540トン	循環社会推進課
	地産地消の推進・環境こだわり農産物の消費拡大	環境こだわり農業の理念や取組についての理解促進を図る。 ・環境こだわり農業の理解促進 ・委託事業による啓発活動 ・こだわり滋賀ネットワークとの協働	環境こだわり農産物、特に環境こだわり米を琵琶湖淀川流域の消費者に知っていただき、購入につなげるため、米袋に添付するキャンペーン応募シールによるPRを行うとともに、京都・大阪の量販店でPRイベントを開催した。 こだわり滋賀ネットワークの県内4支部での活動や会の事業を通じて、環境こだわり農業の理念や取組をはじめとして、県内農業や地産地消への理解を深めた。	食のブランド推進課

平成28年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	H28実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名				
■重点施策7 消費生活相談体制の充実強化				
(1) 県の消費生活相談体制の充実強化				
基本的方向Ⅲ 消費者被害の防止と救済	消費生活相談員の設置	消費生活に関する相談や苦情を受け付け、助言、あっせんを行うなど、県民の安心・安全な消費生活の確保と消費者被害の救済に努める。	消費者トラブルに対し、専門的な立場から助言やあっせんを行うことにより、消費者被害の防止と救済を図るため、消費生活相談員を設置。 <県における消費生活相談受付体制> ・県民活動生活課 消費生活相談員1名(平日9時15分～16時) ・消費生活センター 消費生活主任相談員1名、消費生活相談員9名(平日・土日(祝日除く)9時15分～16時) <県における相談受付状況(平成28年4月～平成29年3月)> ・県民活動生活課 79件 ・消費生活センター 3,818件	県民活動生活課 消費生活センター
	消費生活相談員レベルアップ事業	県および市町の消費生活相談員、行政担当職員が専門的知識や相談処理技法を習得するための研修を実施する。	県および市町の消費生活相談員および窓口担当職員が、各分野の専門知識を身につける機会を設けることで消費生活相談員等の資質の向上を図った。 ・レベルアップ研修会 開催回数 5回 述参加者数 138名 ・相談事例研修会 開催回数 3回 述参加者数 71名	消費生活センター
	消費生活相談対応マニュアルの改訂	既存の消費生活相談対応マニュアル「消費生活相談の道しるべ」を改訂し、県内の各消費生活相談窓口に配布する。	消費生活相談対応マニュアル「消費生活相談の道しるべ」を改訂し、県内の各消費生活相談窓口に配布した。	消費生活センター
	弁護士会等の専門機関等との連携	複雑化する相談に対応するため、弁護士等専門家からの適切な助言・指導を得る。	特に法律解釈を必要とする相談事案について、専門的な意見、助言を得るため弁護士に指導を受けた。 依頼回数 13回 53事案	消費生活センター
	権利擁護センターの運営	財産・身上監護などに関する権利行使が困難な知的障害者、精神障害者等の権利擁護に関する相談対応から問題解決までの支援を行う機関として県社会福祉協議会に設置する権利擁護センターの運営に対して助成する。 ・相談事業 ・権利擁護サービス事業 ・地域福祉権利擁護事業実施市町社協に対する支援 ・研修・調査研究事業	◇権利擁護センターの運営 判断能力が十分でない方の権利擁護のため、相談援助事業を実施するとともに、市町社協が行う地域福祉権利擁護事業の支援や、関係者の資質向上を図るための研修を行った。 (1) 相談援助事業 相談受付件数 311件 専門相談(弁護士) 12件 (2) 生活支援事業 地域福祉権利擁護事業 ①実施社協・団体への助成 19市町社協 ②担当者会議の開催等 担当者会議 2回 (3) 研究・広報事業 ①権利擁護フォーラム 参加者 149人 ②新任職員・生活支援員研修会 3回 参加者 計 94人 ③地域福祉権利擁護事業業務支援システムの検討 説明会 1回 検討会 3回 ④成年後見制度・申立て事務に関する研修会 参加者 69人 ⑤成年後見制度等なんでも相談会への協力 7圏域 計10回 ⑥障害者虐待防止法リーフレットの作成・配布 一般向け 5,000部 企業向け 5,000部	健康福祉政策課

平成28年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	H28実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名				
基本的方向Ⅲ 消費者被害の防止と救済	滋賀県運営適正化委員会の運営	福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業)の適正な運営の確保とともに、福祉サービスに関する苦情のうち、利用者と事業者間で解決困難な事例の解決や人権侵害に関わる案件の通報などの役割を担う機関として県社会福祉協議会に設置する滋賀県運営適正化委員会の運営に対して助成する。 ・苦情解決合議体の運営 ・運営監視合議体の運営 ・研修・調査研究事業	◇運営適正化委員会の運営 福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、助言、相談、調査等を行った。 (1) 苦情解決受付状況 134件 (2) 運営適正化委員会選考委員会の開催 1回 (3) 運営適正化委員会の開催 1回 (4) ①運営監視合議体の開催 5回 ②定期現地調査 10日間(10市町社協) ③特別現地調査 2日間(1市社協) ④事務局による現地調査 8日間(1市社協) (5) 苦情解決合議体の開催 7回 事情調査 2件、申入れ 1件、あっせん 0件、虐待通報 0件 (6) 広報・啓発活動 ・県内事業者に対し、啓発リーフレットを巡回指導や研修会等で配布 ・HPでの広報 (7) 巡回指導 個別指導 7か所 資料作成「福祉サービス苦情解決サポートブック」増刷 750部	健康福祉政策課
	貸金業者に係る相談窓口の設置	貸金業者の業務の適正な運営の確保と資金需要者等の利益の保護を図る。	貸金業者に係る相談窓口として、課内に常設している「しが金融ホットライン」を通じて、資金需要者等の抱える問題の解消に努めた。 資金需要者等からの様々な相談等に対し、親切かつ親身に対応するよう努めており、問題の解消に向けた支援ができていていると思われる。	中小企業支援課
	不動産無料相談所の運営指導	宅地建物取引に関する苦情相談および宅地建物にかかる相談業務を行い、適正な取引の確保および消費者の保護を図る。	滋賀県不動産取引業協議会が設置する無料相談所の運営 無料相談所：不動産取引に関する相談内容の整理と解決に向けた方法の助言などが主業務。 平成28年度の相談実績：896件	住宅課
	住宅相談の実施	個性化・多様化する住まいに対する県民のニーズに合った助言・指導を行う。 ・住宅相談業務の委託	◇住宅相談の実施 平成28年度実績：電話相談 54件 面接相談 7件 現地相談 0件 合計 61件	住宅課
	(2) 市町の消費生活相談体制の充実強化支援			
市町の相談体制の充実強化への支援	消費生活相談の複雑化・広域化に対応するため、市町との連携強化を一層図る。 市町消費者行政の体制整備と施策の充実を促進する。 ・市町への交付金 ・市町担当職員研修等の開催 ・消費生活センター・ヘルプデスクの運営 ・消費生活相談困難案件の共同処理 ・市町相談担当者への巡回訪問支援	・消費生活相談員の配置されていない町窓口や、配置人数の少ない市窓口で対応困難な相談案件について、要請に応じて消費生活センターが共同処理などの支援を行うことで市町の消費生活相談対応の充実につながった。 ・巡回訪問事業として6町を訪問するとともに、市町と合同で相談会を開催し、「身近な相談窓口」の充実を図った。	県民活動生活課 消費生活センター	

平成28年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	H28実績・成果	課名	
重点施策/施策(事業)名					
基本的方向Ⅲ 消費者被害の防止と救済	高齢者成年後見支援センターの運営	成年後見制度をはじめ高齢者虐待全般について、市町行政等の保健福祉関係者への専門的・技術的助言および人材育成等の支援を行うため、高齢者成年後見支援センターを指定し、運営する。 ・成年後見制度、高齢者虐待の専門的・技術的助言 ・高齢者虐待問題研修会の実施(市町・地域包括支援センター管理職向け)	(1)高齢者虐待・成年後見相談事業 ・相談件数 22件 (2)高齢者虐待・成年後見啓発事業 ・高齢者虐待防止セミナー 1回 参加者:132名 (3)人材育成事業 ・高齢者虐待問題研修会 2日間 参加者:1日目58名、2日目53名	医療福祉推進課	
	■重点施策8 高齢者等への支援				
	(1) 高齢者等への的確な情報提供				
	高齢者専門紙消費生活情報広告事業	滋賀県老人クラブ連合会発行の機関紙に、高齢者向け消費生活情報を掲載する。	滋賀県老人クラブ連合会発行広報紙「いきいき近江(平成29年1月発行)」の紙面に記事を掲載し、消費者問題について高齢者の関心を高めるとともに相談窓口の周知を図った。 いきいき近江・・・発行部数:8万部(老人クラブ員8万人に配布)	消費生活センター	
	高齢者宅訪問啓発事業	交通安全協会女性団体連合会等と連携し、安全協会呼びかけの各戸訪問時に啓発を行い、被害防止の啓発(声掛けや啓発物品の配布)に努めるとともに、被害者の掘り起こしを行う。	交通安全協会女性団体連合会と連携することにより、高齢者宅を個別訪問し、啓発資料の配付とともに、直接注意を呼びかけるというきめ細やかな啓発活動を実施することができ、高齢者に消費者問題への意識を高めてもらうことができた。 実施期間 : 5月~12月 対象世帯数 : 5,000世帯	消費生活センター	
	高齢者消費者被害防止パネル展示	県内各地で、主に高齢者向けの消費生活啓発パネル展示を行う。	消費者月間 5月2日(月)~5月17日(火)(県庁) 5月18日(水)~5月29日(日)(県立図書館) 5月9日(月)~5月20日(金)(彦根市役所) 消費生活フェスタ 9月16日(金)~9月21日(水)(ビバシティ彦根) その他 11月7日(月)~11月11日(金)(平和堂 あどがわ店) 11月17日(木)~11月25日(金)(アル・プラザ長浜) 12月6日(火)~12月13日(火)(湖東合同庁舎)	消費生活センター	
	(2) 高齢者等の見守り体制の充実強化				
	高齢者に向けた消費生活情報啓発協定事業	高齢者宅への多く配送業務等を行っている団体と協定を結び、配送先に消費生活に関する啓発チラシ等を配付いただき、相談窓口の周知等を行う。	平成28年11月30日に生協コープしが、しが健康医療生協の2団体と「高齢者に向けた消費者被害防止のための啓発に関する協定」を締結した。この協定に基づき、各団体の会員等向けの啓発を実施した。(対象者約5,000人)	県民活動生活課	
	見守り支援者等研修会	高齢者の消費者トラブルを防ぐために、高齢者を支援する関係者に高齢者を取り巻く消費トラブルの現状を知り、高齢者を地域で見守ることの大切さや地域のみんなが取り組める「見守り」について考えてもらう。	高齢者を取り巻く消費者トラブルの現状と、地域で取り組める「見守り」について考える講座を開催した。 2回、参加者86人	消費生活センター	
	高齢者等見守り支援事業	「高齢者等見守り手帳」を高齢者の見守りをされている民生委員児童委員や介護事業所への配布により連携を強化し、高齢者の消費者被害の防止を図る。	高齢者の消費者被害を防ぐため、民生委員児童委員新任研修においてパンフレットを配布し、地域の見守りについて協力依頼を行った。 7回、参加者:1,370人	消費生活センター	

平成28年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針)	施策(事業)の概要	H28実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名			
■重点施策9 法令違反事業者等への指導強化			
	特定商取引法に関する事業者指導の強化	家庭教師の派遣と学習教材の販売を行う事業者に対し、販売目的等不明示、書面不備等による指示処分を行った。	県民活動生活課 消費生活センター
	消費者被害に関する情報提供体制の構築	警察と連携し、特殊詐欺に関する情報を県警へ提供した。(10件)	県民活動生活課 消費生活センター